

II-⑧ 令和5年度 内航フィーダー貨物支援事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港におけるコンテナ貨物取扱個数の増大および外航定期コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

(i) 外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を經由して日本発着貨物の輸送を行う事業

対象者	外航コンテナ船社
要件	① 輸送に内航フィーダー船を利用する
	② 年間1,000TEU以上が見込まれる

ただし、令和2年度以降に当事業の委託を受けていない外航コンテナ船社に限り、年間100TEU以上のコンテナ取扱量が見込まれる事業者を対象とします。

(ii) 令和5年に内航船を運航する事業者が新たに外航コンテナ船社を誘致し、かつ阪神港を經由してその外航船社の取り扱う日本海側発着貨物の輸送を行う事業

対象者	内航船社
要件	① 新たに外航コンテナ船社を誘致する
	② 阪神港を經由して誘致した外航船社の取り扱う日本海側発着貨物の輸送を行う事業
	③ 年間100TEU以上が見込まれる

なお、(i)～(ii)について、当事業の対象は阪神港で外国貿易船に積み卸しされる実入りコンテナ貨物のみとなります。また、同一貨物に対する、(i)(ii)の重複適用はできません。

(2) 委託対象者

- (i) 外航コンテナ船社またはその日本代理店
- (ii) 内航船を運航する事業者

(3) 委託内容

対象事業に該当する実入りコンテナを対象とし、当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記の表をもとに協議を行い決定します。ただし、委託対象者の当該事業の年間輸送実績が各事業の要件に定める下限値に満たない場合、または委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料はお支払いいたしませんので、ご留意下さい。

業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価			
対象貨物	東部日本海	九州地方 西部日本海	その他地方
①仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物	12,000円	9,000円	6,000円
②仕出地、仕向地が上記以外の貨物	4,000円	3,000円	2,000円

※東部日本海：石川県以東、西部日本海：福井県以西とする。

※仕出地、仕向地が韓国の港である貨物または、韓国の港でトランシップされる貨物は事業対象外です。

仕出地、仕向地が欧州、北米、中南米、アフリカ、豪州の貨物であっても他の港を利用するトランシップ貨物は②での適用となる場合がありますのでご留意ください。

(4) 提出書類

【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1⑧内航フィーダー貨物支援事業）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2共通）
- ③ その他提案内容の確認のために当社が必要と認める資料

【月次報告時】

- ① 貨物の取扱実績を確認できる月報
- ② その他貨物の取扱実績を確認のため当社が必要と認める資料（BL等）

【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式3⑧内航フィーダー貨物支援事業）
- ② その他事業実績の確認のために当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅱ)」をご参照ください。

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp